

## 函館市市街地再開発事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市街地再開発事業等を行う者に対する費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市街地再開発事業 市街地再開発事業（組合施行，再開発会社施行，個人施行，独立行政法人都市再生機構および地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準および実施要領（昭和61年5月30日付け建設省住街発第34号。以下「国基準・要領」という。）第2に定める基準に適合する事業をいう。

(2) 優良建築物等整備事業 別図に定める区域内において行われる国基準・要領第3第1項第8号に定める基準に適合する事業をいう。

(3) まちなみデザイン推進事業 国基準・要領第3第1項第2号に定める事業をいう。

(4) 市街地再開発事業等 市街地再開発事業，優良建築物等整備事業およびまちなみデザイン推進事業をいう。

(5) 施行者 次に掲げる者をいう。

ア 市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合，再開発会社，個人施行者，独立行政法人都市再生機構および地方住宅供給公社ならびに都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9または第11条の認可を受ける前の再開発準備組織およびタウン・マネジメント・センター（以下「TMC」という。）

イ 優良建築物等整備事業を施行する独立行政法人都市再生機構，地方住宅供給公社および民間事業者等

ウ 基本計画等の作成のうちコーディネート業務または推進計画の

作成を行う再開発準備組織および当該基本計画等の作成のうちコーディネート業務を行うTMC

エ まちなみデザイン推進事業の施行に関し、良好なまちなみ形成方策等に係る検討を行う協議会組織  
(補助の対象等)

第3条 市長は、市街地再開発事業等の施行者に対し予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める費用に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を補助することができる。ただし、都市・地域再生緊急促進事業の補助対象等について（平成21年1月27日付け国都まち第85号，国都市第367号，国住備第107号，国住街第202号，国住市第325号）第2の一に定める基準に適合する事業にあつては、当該通知に基づき算出した額を加えて補助することができる。

(1) 市街地再開発事業 市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号。以下「補助要領」という。）  
第5第2項第1号の表に掲げる業務および整備に要する費用

(2) 優良建築物等整備事業 補助要領第5第3項第1号の表に掲げる業務および整備に要する費用（補償費等を除く）

(3) まちなみデザイン推進事業 補助要領第5第1項第2号に規定するまちなみの形成方策等に係る検討に要する費用

2 前項第1号および第2号に掲げる費用は、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住街発第29号。）により算出した額とする。

(事前審査)

第4条 施行者は、あらかじめ事業計画について市長の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。

2 施行者は、当該事業に係る国への補助要望手続のため、原則として規則第7条第1項に規定する補助金等の交付を申請する概ね1年前までに、別記第1号様式の事前審査申請書（以下「事前申請書」という。）

により市長に申請しなければならない。

3 市長は、事前申請書を受理した場合は、速やかに内容の審査を行い、事前審査が終了した時は、施行者に対し別記第2号様式の事前審査完了通知書により通知するものとする。

4 事前申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画内訳書（別記第5号様式）
- (2) 事業スケジュール
- (3) 全体事業費および資金計画内訳書（別記第3号様式）
- (4) 権利者および施行同意状況の一覧
- (5) 事業収支計画書（別記第6号様式）
- (6) 直前3年の貸借対照表および損益計算書または個人の資産に関する調書（別記第4号様式）および市税の納税に関する公的証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類または図書  
（補助金の交付申請書の添付書類）

第5条 規則第7条第2項第4号のその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画内訳書（別記第5号様式）
- (2) 施行者以外に施行地区内の敷地および建築物について所有権等を有する者または所有権等以外の権利を有する者があるときは、これらの者の事業計画に対する同意書（別記第7号様式）
- (3) 全体事業費および資金計画内訳書（別記第3号様式）
- (4) 事業収支計画書（別記第6号様式）
- (5) 直前3年の貸借対照表および損益計算書または個人の資産に関する調書（別記第4号様式）および市税の納税に関する公的証明書
- (6) 預金残高証明書
- (7) 融資申込書の写し  
（公共施設の管理者の同意）

第6条 施行者は、あらかじめ事業計画により、整備される公共施設があるときは、当該公共施設の管理者または管理者となるべき者の同意

を得なければならない。

(融資証明書等の提出)

第7条 施行者は、建設工事を着手する前に、当該事業の融資に関する金融機関の融資証明書または融資決定通知書の写しを市長に提出しなければならない。

(実績報告の提出)

第8条 規則第17条に規定する実績報告書(別記第8号様式)には、事業成果書(別記第9号様式)および金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写しを添付しなければならない。

2 前項の実績報告書が調査設計計画のみの報告である時は、施行者は前項に規定する書類のほかに、前条の融資証明書等を添付しなければならない。

3 規則第17条の規定による報告は、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日または当該事業完了の日の属する函館市の会計年度の3月15日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第18条第2項に規定する通知は、補助金の額の確定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 施行者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合は、速やかに市長に補助金の請求をするものとする。

(事業名の表示)

第11条 施行者は、建設工事をしている間、施行地区内の見やすい場所に、建築物が市街地再開発事業等によるものである旨の表示をしなければならない。ただし、まちなみデザイン推進事業については、この限りでない。

(事業計画変更の公共施設管理者の同意)

第12条 第6条の規定は、施行者が公共施設に係りのある事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

( 施行者の変更 )

- 第 1 3 条 施行者について相続、合併その他の一般承継があった場合は、その一般承継人は、施行者となるものとする。
- 2 施行地区内の敷地について、施行者の有する所有権等の全部または一部を施行者以外の者（前項に規定する一般承継人を除く。）が承継したときは、その者は、施行者となるものとする。
- 3 施行地区内の敷地について、施行者の有する借地権の全部または一部が消滅した場合（当該借地権についての一般承継に伴う混同により消滅した場合を除く。）において、その借地権の設定者が施行者以外の者であるときは、その借地権の設定者は、施行者となるものとする。
- 4 前項の規定は、施行地区内の敷地について、施行者の有する使用貸借による権利の全部または一部が消滅した場合について準用する。
- 5 施行者について一般承継があり、または施行地区内の敷地について、施行者の有する所有権等の一般承継以外の事由による承継もしくは消滅があったことにより施行者に変更を生じたときは、施行者は、遅滞なく、施行者変更届出書（別記第 1 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

( 施行者の権利および義務の移転 )

- 第 1 4 条 施行者について一般承継があったときは、その施行者が市街地再開発事業等に関して有する権利および義務（その施行者が当該事業に関し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有することとなった権利および義務を含む。以下この条において同じ。）は、その一般承継人に移転するものとする。
- 2 前項に規定する場合を除き、施行地区内の敷地について施行者の有する所有権等の全部または一部を承継した者があるときは、その施行者が有する所有権等のうち、市街地再開発事業等に係る部分に関する権利および義務は、その承継した者に移転するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合を除き、施行地区内の敷地について、施行者の有する借地権の全部または一部が消滅したときは、その施行者が有

する借地権のうち，市街地再開発事業等に係る部分に関する権利および義務は，その消滅した借地権の設定者に移転するものとする。

- 4 前項の規定は，施行地区内の敷地について，施行者の有する使用貸借による権利の全部または一部が消滅した場合に準用する。

(その他補助採択要件等)

第15条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成7年4月3日から施行する。
- 2 函館市市街地再開発事業補助金交付要綱および函館市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付要綱は，廃止する。

附 則

この要綱は，平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。